

団体における残留農薬検査の農場サンプリングに関するガイドライン

発行日:2023年3月24日

運用開始:2023年3月24日

団体認証における残留農薬分析では、『JGAP 農場用 管理点と適合基準 2016』
『ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 Ver.2.2、2.3、2.3 改定第1版』の項目番号 24.6.1
および『JGAP 農場用 管理点と適合基準 2022』の項目番号 C5.3 で要求する残留農薬検査
のサンプリング計画における農場の選定方法について、下記のガイドラインが追加で適用されます。

1. 原則

JGAP および ASIAGAP における残留農薬検査は、農場が適切な農薬使用を実施できているかを検証することが目的であり、製品ロットの合否を目的とした製品検査ではない。したがって、その目的からして、複数の農場の農産物を混ぜて1検体としたサンプルを分析することは禁止する。

選定された農場に対しては、管理点 24.6.1 の条件を満たす農薬成分・収穫時期・場所の農産物を検体としてサンプリングすること。茶について、通常の荒茶製造ラインでのサンプル製造が困難な場合、別の方法で生葉を乾燥させ、通常製造の荒茶と同程度の水分量まで乾燥させたものをサンプルとしてよい。

2. 対象となる農場

団体を構成している農場のすべてをサンプリングの対象としていること。

3. 農場の選定方法

残留農薬に関し、リスクの高い農場から優先して最低1農場を選定すること。該当する農場がない場合には、無作為に最低1農場を選定すること。選定にあたっては、あらかじめ順番を決めることや、検査対象となる農場に対して農薬使用前に検査対象であることを通知することがないようにする。なお、リスクの高い農場の条件には、例えば下記がある(順不同)。

- A) ドリフトが判明しているが、刈り捨てず収穫を予定している農場
- B) 過去1年間に、農薬使用方法が適切でないことを団体、認証機関または内部監査によって指摘された農場
- C) 新しく団体に加入した農場、新しく圃場を増やした農場
- D) 過去1年間に、農薬使用責任者が変更になった農場
- E) これまで残留農薬検査を1度も実施していない農場
- F) 土壌残留農薬のリスクがある圃場(例 過去農薬を埋めた など)
- G) 前作終了から期間を開けずに栽培する圃場を持つ農場



改定日

第 1 改定日:2012 年 11 月 1 日

第 2 改定日:2023 年 3 月 24 日

一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <https://jgap.jp>